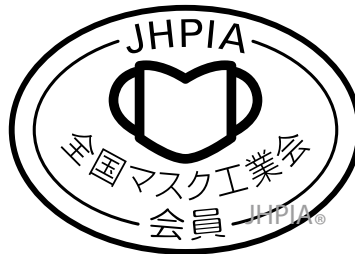


## 全国マスク工業会会員マークの運用基準



こちらはホームページ掲載用のデータデザインとなります

全国マスク工業会会員マーク運用基準は、全国マスク工業会会員（以下、会員という）が、当該会員の商品等に、全国マスク工業会会員マーク（以下、会員マークという）を表示する場合の細則を定めることを目的とする。

### 1. 会員マークの使用目的

会員マークの表示により、工業会の定める「マスクの表示・広告自主基準」ならびに「衛生マスクの安全・衛生自主基準」を遵守し生産された衛生マスクであることの情報を広く社会に提供し、一般消費者が衛生マスクを安心して選択・使用できるように役立つ。

### 2. 会員マークを表示できる商品の範囲

- 1) 会員マークを表示できる商品は、会員が製造又は販売する「マスク」とし、所定の手続きにて品目ごとに会員マーク表示の登録を行った商品とする。
- 2) 会員が製造業となるOEM製品では、別途定めた「全国マスク工業会会員記号（アルファベット）」を記載することにより、販売元（発売元）が非会員であっても会員マークを使用できる。会員記号の記載場所は「全国マスク工業会会員マーク」の近くの余白とし、ポイント5. 5号以上の級数文字で記載する。  
全国マスク工業会会員記号は、事務局にて保管し退会の場合は欠番とする。また、新規会員には順次会員記号を設定し配布する。なお、記号は会員内資料であり、外部への公表は控えること。
- 3) 商品に会員会社名あるいは前述会員記号（アルファベット）が記載されていない場合には、会員マークは使用できない。

### 3. 会員マーク表示商品の登録申請

## 1) 登録申請

会員マークを表示したマスク商品を対象として、以下の2つの基準に合致することを自社で確認の上、「全国マスク工業会会員マーク表示商品シート」（別紙報告書式）にて全国マスク工業会事務局宛に提出する。

### (1) 「マスクの表示・広告自主基準」との合致

商品パッケージの表示内容は勿論のこと、当該製品の広告、宣伝（インターネット通販画面を含む）内容が合致していること。

### (2) 「衛生マスクの安全・衛生自主基準」との合致

#### ①品質基準

ホルムアルデヒドの検出基準(75ppm以下)に合致すること。

#### ②製造管理基準

苦情処理担当者の連絡先情報を示すこと。

### (3) 医薬品医療機器法、景品表示法、その他自主基準に合致すること。

なお、登録時には、当該商品の宣伝、広告物及び捕集効率試験、ホルムアルデヒド試験、抗菌試験などの試験結果証明書の提出は求めないが、全国マスク工業会あるいは「会員マーク表示調査会」から提出要求があった場合には、14日以内に提出すること。

## 2) 「会員マーク表示調査会」

構成委員は、別途、幹事会において、広報委員会、技術委員会委員から選出する。

## 3) 登録更新

会員マーク表示商品の追加・改廃を確認するため、「全国マスク工業会会員マーク表示商品シート」を年1回（10月～11月）全国マスク工業会事務局宛に提出すること。

## 4) 会員内での申請商品リストの公開

日衛連ホームページ・工業会会員向けページに掲載する。

## 4. 申請内容の調査

会員マーク表示商品における基準遵守の調査

会員相互による情報提供に基づき、「会員マーク表示調査会」を適時開催する。

## 5. 調査後の対応

会員マーク表示調査会の調査結果に基づき、基準からの逸脱が認められた

場合、工業会会長の承認のうえ、以下の対応をとる。

- 1) 工業会会長から会員への是正勧告を行った場合、会員は勧告後1か月以内に文書にて改善計画を工業会宛提出しなければならない。
- 2) 改善計画の回答がない場合や回答内容が基準から逸脱していると会員マーク表示調査会が判断した場合、工業会は会員へ会員マークの使用禁止と会員マーク表示商品の出荷禁止を要求するとともに改善要求を行う。
- 3) 工業会からの改善要求に応じない場合は、退会の勧告、基準違反内容の公表、関連する行政機関への情報提供を行う。
- 4) 会員マークの使用禁止  
前述の措置の他、会員が退会した時は、会員として在籍中に登録した商品であっても、継続して使用できない。

## 6. 会員マークの表示方法

### 1) 表示場所

パンフレット、店頭装飾物、広告宣伝物

商品パッケージ（表裏を問わないが、消費者が購入する際に確認できる場所）

### 2) 大きさ

識字可能なサイズ以上とし、記載場所については、全体としてブランド名と誤認を与えないよう配慮すること。

### 3) 色

会員マークの色は自由とするが、使用できる色数は1色とする。

付則 平成23年2月9日 制定

平成24年9月1日 改訂（2. 会員マークを表示できる商品の範囲に2) 3) を追加）

平成28年2月9日 改訂（3. 会員マーク表示商品の登録申請の(1) (3) 及びなお書き）